

岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 72 号

岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例

岩手県保健所設置条例（昭和 23 年岩手県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第 1 条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。			第 1 条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
岩手県盛岡保健所	盛岡市	<u>盛岡市</u> 八幡平市 岩手郡 紫波郡	岩手県県央保健所	盛岡市	八幡平市 岩手郡 紫波郡
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。